

令和8年9月
(2026年)

保護者の皆様へ

吹田市児童部保育幼稚園室

令和9年度 一時預かり事業の利用について

すべての市立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園では在園児対象の一時預かり事業を実施しています。下記の事業内容をご覧のうえ、ご利用ください。

記

Ⅰ 実施日及び利用料

(1) 幼稚園

全開園日（土、日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

利用日	実施保育時間	1回の利用料（1人分）
通常保育日	14：00～17：00	570円
短縮保育日	12：00～17：00	770円
長期休業中	9：00～17：00	1,070円

※利用料には、おやつ代が含まれます。

※短縮保育日と長期休業中には週1回、配食による昼食提供を行います。その日は昼食代を含むため、短縮保育日は1,000円、長期休業中は1,300円の利用料となります。

(2) 幼稚園型認定こども園

全開園日（土、日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

利用日	実施保育時間	1回の利用料 （1人分） 給食喫食あり	1回の利用料 （1人分） 給食喫食なし
通常保育日	14：00～17：00	570円	
短縮保育日	12：00～17：00	1,000円	770円
長期休業中（毎日）	9：00～17：00	1,300円	1,070円
全開園日 （午後5時からの延長として）	17：00～18：00	150円	

※利用料には、おやつ代が含まれます。

(3) 幼保連携型認定こども園

全開園日（土、日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

利用日	実施保育時間	1回の利用料 （1人分） 給食喫食あり	1回の利用料 （1人分） 給食喫食なし
通常保育日	14：00～17：00	570円	
短縮保育日	12：00～17：00	1,000円	770円
長期休業中（毎日）	9：00～17：00	1,300円	1,070円

※利用料には、おやつ代が含まれます。

2 職員体制

- ・当日の利用園児数により1人から2人の専任指導員を配置し、保育を行います。指導員のうち1人は有資格者（保育士資格または幼稚園教諭免許状保持者）です。
- ・必要に応じ当該園の教諭等が保育を行います。

3 申込み

- (1) 事前に園へ「吹田市立幼稚園・こども園一時預かり利用登録書」を提出してください。
- (2) 各園の所定の用紙に利用日を記入して、申込締切日までに提出してください。

利用希望月	申込締切日(給食・おやつ)	*以下の点につきましてご了承ください。 <u>給食やおやつ発注の為、申込締切日を設定しています。締切日を守ってください。</u> <u>なお、発注後は食数の変更ができませんので、計画的にお申込みください。</u> 申込締切日を過ぎて申し込まれた場合、弁当をご持参いただき、おやつは市販菓子になります。 <u>(はぎのきこども園・やまだこども園については取扱が異なりますので、各園より説明いたします。)</u> ・やむを得ず利用日の追加・変更・取消等がある場合は、必ず、園に連絡をしてください。
令和9年4月	令和9年3月10日(水)	
令和9年5月	令和9年4月12日(月)	
令和9年6月	令和9年5月10日(月)	
令和9年7月	令和9年6月10日(木)	
令和9年8月	令和9年7月9日(金)	
令和9年9月	令和9年8月10日(火)	
令和9年10月	令和9年9月10日(金)	
令和9年11月	令和9年10月8日(金)	
令和9年12月	令和9年11月10日(水)	
令和10年1月	令和9年12月10日(金)	
令和10年2月	令和10月1月7日(金)	
令和10年3月	令和10月2月10日(木)	

4 定員

各園 1日30人

5 利用料の納付方法について

- ・利用された翌月に、前月の1か月分の利用料を指定の銀行口座から引き落とします。
 - ・保育の必要性があると認定を受けた場合(※1)に限り、最大月額12,300円(※2)を上限に無償化となります。(令和8年10月より)
- ※1 子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)を受ける必要があります。
- ※2 日額単価(490円)×利用日数と比較して低い方の金額を上限とします。

6 一時預かり保育中の早退及び遅刻等について

保護者の予定や園児の体調不良等で早退及び遅刻した場合、また、警報の発令等で保育時間が短縮した場合でも、利用料金の減額はありせん。ご了承ください。

7 長期休業中の警報発令時の一時預かり事業の取り扱いについて

吹田市及び吹田市を含む北大阪地域に、以下の警報が発令された場合

「暴風警報」「暴風特別警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」

*「北大阪地域」は、吹田市、豊中市、茨木市、高槻市、池田市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町です。

- (1) 7:00 現在(幼保連携型認定こども園については6:30 現在)、上記警報が発令されているときは、登園を見合わせてください。
- (2) 9:00 までに上記警報が解除された場合は9:00 から一時預かり事業を行います。
- (3) 9:00 までに上記警報が解除されない場合、一時預かり事業は行いません。

【問合せ先】

児童部保育幼稚園室 幼稚園担当
電話: 06-6384-1568 (直通)
06-6384-1231 (代表)